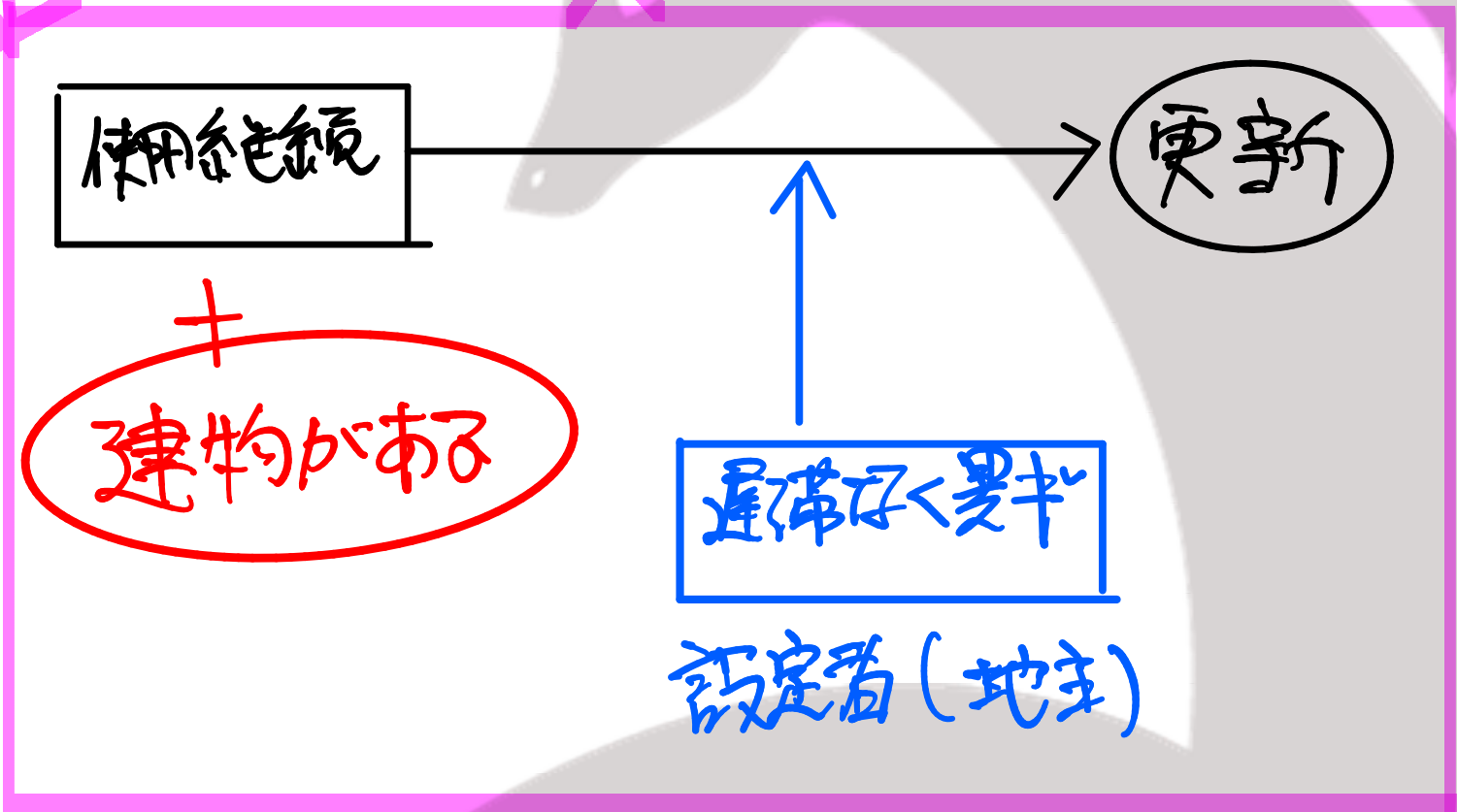


借地権者の土地の使用継続による更新 S63-13-4 《#300》

【問】 正誤をつけよ。

借地権者は、借地権の存続期間が満了した後において、その土地の使用を継続するには、土地所有者の明示の承諾を得なければならない。



《ポイント》 借地権者の土地の使用継続による更新

借地権の存続期間が満了した後、借地権者が土地の使用を継続するときも、建物がある場合に限り、借地権の更新後の期間の規定によるもののほか、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなす。ただし、借地権設定者が遅滞なく異議を述べたときは、この限りでない。(借々法 5 条、4 条、3 条参考)

(正当事由)

【答え】 誤り